

割賦販売前払式特定取引業者立入検査要綱

(平成23年4月22日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第41条に基づく立入検査をするために必要な事項を定め、もって前払式特定取引業者（法第35条の3の61の許可を受けた者、以下「許可業者」という。）の健全な発展及び消費者保護を図ることを目的とする。

(検査の対象)

第2条 検査の対象は、埼玉県内の区域内にのみ営業所及び代理店を設置して事業を営む許可業者とする。

(検査員)

第3条 検査は、知事が指定した埼玉県職員及び知事が委嘱した公認会計士法（昭和23年法律第103号）第17条の規定に基づく公認会計士名簿に登録されている者（以下いずれも「検査員」という。）が行うものとする。

(証票の提示)

第4条 検査員は、検査に際しては、別記様式の証票を携帯し、検査を行う許可業者又はその関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(検査事項)

第5条 許可業者に対する検査は、次の各号に定める内容について帳簿書類その他の物件を調べることにより行うものとする。また、必要に応じ助言及び指導を行う。

(1) 許可業者の会計全般

(2) 許可業者の業務全般

(検査の場所)

第6条 検査は、許可業者の事務所、店舗、その他の付属施設等において行うものとする。ただし、特別の事由があると認められる場合は、この限りでない。

(事前通知)

第7条 検査は、あらかじめ許可業者に通知して行うものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(検査の立会い)

第8条 検査に際しては、許可業者の代表者又はその他の責任者1人以上の者を立ち合わせなければならない。

(検査終了後の措置)

第9条 検査員は、検査を終了したときは、検査を行った許可業者の代表者又はその他の責任者の参集を求めて、検査の結果について講評を行うものとする。

2 検査員のうち公認会計士の資格を有する者は、検査の終了後すみやかに、その結果について別に定める検査報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

3 検査員のうち埼玉県職員は、前項の検査報告書受領後、当該検査の結果について経済産業省の定める様式により報告書を作成し、経済産業大臣に報告しなければならない。

(検査の拒否等に対する措置)

第10条 検査員は、検査の拒否、妨害、忌避、その他重大な事故により検査を行うことが困難であると認めるときは、直ちに知事にその旨を報告し、知事の指示を受けなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項については、県民生活部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月25日から施行する。

検査員の証票

(表面)

身分証明書		第 号
次の者は、割賦販売法第41条第1項又は第5項の規定による立入検査の権限を有する職員であることを証明する。		
<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px;"></div>	所属・職名	_____
	氏名	_____
	生年月日	_____
	有効期限	_____年 月 日
		年 月 日
埼玉県知事		

(裏面)

割賦販売法（抜粋）

(立入検査)

第41条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可割賦販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関、第35条の3の61の許可を受けた者、指定受託機関、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者又は認定割賦販売協会の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

5 経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、密接関係者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（個別信用購入あつせん業者の第35条の3の5及び第35条の3の7本文の規定の遵守の状況に係るものに限る。）をさせることができる。

7 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8 第1項から第6項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(都道府県が処理する事務)

第47条 この法律に規定する主務大臣又は経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

[罰則]

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(9) 第41条第1項から第6項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者